

# 特許法第79条の2の通常実施権が発生する 前の善意の第三者の保護に関する一考察

会員・東京大学 知的財産契約・管理部 知的財産統括主幹

時田 稔



## 要約

平成23年の特許法改正により、特許を受ける権利を有しない者が特許権を取得したとき、真の特許を受ける権利を有する者は、その特許権者（冒認特許権者）に対して特許権の移転を請求することができ（特許法74条1項）、特許権が移転した場合、冒認特許権者又はその者から許諾を受けた者（冒認実施権者）等に、特許法79条の2の通常実施権（冒認中用権）が認められることになった。

この冒認中用権は、一般に、特許権の移転の登録があった時から発生すると考えられている。

しかしながら、この冒認中用権が発生する前に製造した製品等については、製造済みであるため製造自体を差し止めることはできないが、その使用を差し止めることは可能であり、使用の差し止めを認めると、冒認中用権を認めた意義がなくなる。

そこで、本稿は、冒認中用権が発生する前の保護について、従来の学説を検討した後、新たに私見を提案し、さらに、冒認中用権の発生時期の立法化についても検討するものである。

## 目次

1. はじめに
2. 我が国における善意の第三者の保護に関する学説
  2. 1 民法96条3項適用説
  2. 2 民法545条1項ただし書き適用説
  2. 3 民法94条2項類推適用説
  2. 4 特許法79条の2（類推）適用説
3. 善意の第三者の保護に関する私見
  3. 1 冒認実施権の当然対抗とする見解
  3. 2 民法205条を適用するという見解
  3. 3 民法478条を適用するという見解
  3. 4 小括
4. 冒認中用権の発生時期の立法化
  4. 1 諸外国の制度
  4. 2 冒認特許権の移転と無効審判
  4. 3 冒認中用権と先使用权又は中用権
  4. 4 検討
5. おわりに

## 1. はじめに

平成23年の特許法改正により、特許を受ける権利を有しない者の特許出願（以下「冒認出願」という。）が登録されて特許権（以下「冒認特許権」という。）が発生した場合、真の特許を受ける権利を有する者はこの冒認特許権を有する者（以下「冒認特許権者」と

いう。）に対して特許権の移転の請求をすることができ（特許法74条1項（以下特に明示しない場合は、特許法の条文を指す。）、特許権の移転の登録があったときは、その特許権は初めから真の特許を受ける権利を有する者に帰属していたものとみなされることになった（74条2項）。

そして、この特許権の移転の登録があった場合、一定の要件を満たすときは、冒認特許権者、冒認特許権者から特許権の譲渡を受けた者（以下「冒認譲受人」という。）、冒認特許権者又は冒認譲受人から専用実施権の設定を受け又は通常実施権の許諾を受けた者（以下「冒認実施権者」という。）に、特許法79条の2の通常実施権（以下「冒認中用権」という。）が認められることになった（79条の2第1項<sup>(1)</sup>）。

この冒認中用権を認めた理由としては、「冒認等を理由に特許が無効にされる場合には、譲受人又は実施権者は、当該特許権に基づき権利行使されることなく発明の実施を継続できるのであるから、冒認等を理由に特許権が移転される場合に、譲受人又は実施権者が新たに特許権者となる真の権利者から権利行使され得る立場におかれ、一律に発明の実施が継続できなくなることは妥当でない。また、当該特許権が冒認等に係るものであることを第三者が公開情報から把握するこ

とは困難であるから、公示を信頼して冒認等に係る特許権を取得したり、実施許諾を受けたりして、実施のために一定の投資をした者を保護する必要がある。」「そこで、移転請求権の行使による特許権の移転の登録がされる前に、特許が冒認等に該当することを知らないでその発明の実施である事業又はその事業の準備をしている特許権者又は実施権者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、通常実施権を有することとし、他方、真の権利者は当該通常実施権者から相当の対価を受ける権利を有することとした。」<sup>(2)</sup>と説明されている。

この冒認中用権は、一般に、真の特許を受ける権利を有する者に特許権が移転され、この移転の登録があった時から発生すると考えられており、冒認中用権が発生するまでの間、善意の第三者である冒認特許権者、冒認譲受人又は冒認実施権者は保護されないことになる（本来、冒認特許権者は第三者ではないが、特に明示しない限り第三者に含める）。

しかしながら、真の特許を受ける権利に基づき特許権を取得した者（以下「真特許権者」という。）は、この冒認中用権が発生する前に製造した製品等については、製造済みであるため製造自体を差止めることはできないが、その使用を差止めることは可能であり、使用の差止めを認めると、冒認中用権を認めた意義がなくなる<sup>(3)</sup>。

そこで、本稿は冒認中用権が発生する前の善意の第三者の保護について検討するものである。

なお、特許法74条1項に基づき特許権の移転請求が認められた事件として自動洗髪装置事件<sup>(4)</sup>がある。

## 2. 我が国における善意の第三者の保護に関する学説

まず、特許法79条の2の規定は民法の特別規定と考えられるので、特許法により善意の第三者を保護している以上、それ以外は保護されないとの見解がある<sup>(5)</sup>。

しかしながら、冒認中用権は、公示を信頼して冒認特許権を取得したり、一定の投資をして実施許諾を受けた者を保護するために認められるものであるので、特許権が移転するまでは適法に特許発明を実施することができた善意の第三者が特許権が移転すると特許権を侵害することになるのは妥当ではない<sup>(6)</sup>。

また、過去の特許製品等の製造に対しては差止（100条）が認められないこと、冒認特許権が冒認出願であ

ることを知らなかった場合は過失の推定（103条）が働かず、損害賠償（102条、民法709条）が認められないことから、冒認中用権が発生する前の善意の第三者の保護を議論する必要性はないとの考えもある。

しかしながら、過去の特許製品等の製造は差止めることはできなくても、その使用は差止めることができるし、過失の推定が働かなくても、故意又は過失が認められ場合はある。

したがって、冒認中用権が発生する前の善意の第三者の保護について議論する実益はあると考える<sup>(7)</sup>。

まず、従来の説について検討する。

### 2. 1 民法96条3項適用説

民法96条1項は、「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。」と規定し、同条3項では、「詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。」と規定している。

この規定は、詐欺又は強迫により瑕疵ある意思表示をした者にその意思表示を取り消すことができるようにして、その瑕疵ある意思表示をした者を保護するものである<sup>(8)</sup>。

これを冒認について適用すると、例えば、冒認出願人が真の特許を受ける権利を有する者を詐欺又は強迫して、特許を受ける権利の移転を受けて特許出願し、特許権の設定を受けた場合、真の特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利の移転の意思表示を取り消すことができることになる。

そして、特許を受ける権利の移転の意思表示を取り消すと、その特許を受ける権利の移転は遡って無効となり、真の特許を受ける権利を有する者に復帰することになる。そうすると、特許を受ける権利の移転を受けた特許権者の特許権は冒認特許権となる。

そこで、真の特許を受ける権利を有する者は、冒認特許権者に対して特許権の移転を請求することができることになる（74条1項）<sup>(9)</sup>。

しかしながら、詐欺の場合は、特許を受ける権利の移転の意思表示を取り消したとしても、第三者である冒認譲受人又は冒認実施権者が善意無過失のときは、民法96条3項で保護されることになる。

これらの冒認譲受人又は冒認実施権者は、多くの場合特許原簿等で特許権の存在を確認し、特許権が遡って冒認特許権になるとは考えないので、善意・無過失

となることが多い。

この民法96条3項は、権利外觀法理の現れと解されており、善意・無過失の冒認譲受人又は冒認実施権者を保護するために、真の特許を受ける権利を有する者に帰責性が必要と解されている<sup>(10)</sup>。

この点、特許を受ける権利の譲渡証書が偽造される等して出願人名義が詐取されたような場合、真の特許を受ける権利を有する者に帰責性があるとは考えにくいとする見解がある<sup>(11)</sup>。さらに、特許出願するか、ノウハウとして秘匿するかは、高度に経営政策、戦略的な判断が必要とされるものであり、ノウハウとして秘匿することを選択したが、冒認出願人が冒認出願をしてしまった場合、真の特許を受ける権利を有する者に帰責性があるとは言えないのではないかとする見解もある<sup>(12)</sup>。

これに対し、冒認出願人が発明を奪取して冒認出願を行い、この者が冒認特許権を取得した場合、例えば、真の特許を受ける権利を有する者が冒認出願をそのまま放置し、冒認特許権を取得することを許した場合は、真の特許を受ける権利を有する者に帰責性が無いとは言えないとする見解がある<sup>(13)</sup>。

このような見解からすると、常に、真の特許を受ける権利を有する者に帰責性を認めることはむずかしいが、仮に、真の特許を受ける権利を有する者に帰責性が認められ、民法96条3項が適用された場合、真の特許を受ける権利を有する者は、特許を受ける権利の移転の取消しを善意の第三者に対抗することができない。すなわち、善意の第三者である冒認譲受人又は冒認実施権者に対しては、冒認特許権者に特許権が残っていると扱われることになる。

なお、特許権の設定登録がなされていると、特許を受ける権利は消滅していることになるが、特許を受ける権利と特許権は連続性を有し、特許を受ける権利が特許権に発展的に消滅したと考える<sup>(14)</sup>ので、真の特許を受ける権利を有していた者には、特許を受ける権利ではなく、特許権が復帰することになる。

さらに、民法96条3項適用説を善意の第三者に適用した場合、民法96条3項と特許法79条の2とどちらの規定が優先的に適用されるのかという問題がある<sup>(15)</sup>。

この点、特許法79条の2の規定を設けて善意の第三者を保護している以上、民法96条3項の規定の適用はないとする見解がある<sup>(16)</sup>。

これに対し、民法96条3項と特許法79条の2の関

係について、どちらが一般法でありどちらが特別法なのかということは一概には決し得ないが、特許法79条の2が冒認の原因を問わない一般的な規定である以上、詐欺が原因となっている場合には、民法96条3項の規定が優先的に適用されるとする見解があり<sup>(17)</sup>、詐欺に限定されている民法96条3項が特別法的な規定と考えられるので、この規定が優先的に適用されるとする見解が妥当と考える<sup>(18)</sup>。

## 2.2 民法545条1項ただし書き適用説

民法545条1項は、「当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。」と規定する。

この規定は、契約を解除した場合に原状回復義務を課すものであるが、後発的な事情により解除されるものであり、契約が完全に有効なものであると信頼した解除前の第三者をただし書きにより保護するものである<sup>(19)</sup>。

これを冒認について適用すると、例えば、真の特許を受ける権利を有する者から特許を受ける権利の移転を受けて特許出願し、特許権を取得したとしても、特許出願人に債務不履行等があった場合、真の特許を受ける権利を有する者は、特許を受ける権利の移転契約を解除することができることになる。

そして、その移転契約が解除されると、特許を受ける権利は真の特許を受ける権利を有する者に復帰し、その特許権は冒認特許権となる。

そこで、真の特許を受ける権利を有する者は、冒認特許権者に対して特許権の移転を請求することができることになる(74条1項)<sup>(20)</sup>。

しかしながら、実施権者が冒認実施権者となっても、民法545条1項ただし書きが適用され、真の特許を受ける権利を有する者は、第三者である冒認実施権者の権利を害することはできない。すなわち、善意の第三者である冒認実施権者に対しては、冒認特許権者に特許権が残っていると扱われることになる。なお、民法545条1項ただし書きで保護される第三者には善意・悪意は問われないと解されている<sup>(21)</sup>。

この民法545条1項ただし書きが適用できるのは、特許を受ける権利の移転契約を解除した場合であり、冒認出願人が真の特許を受ける権利を有する者から発明を盗んだ等の場合は適用できない。

また、民法96条3項適用説と同様に、民法545条1項ただし書きと特許法79条の2とどちらの規定が優先的に適用されるのかという問題がある<sup>(22)</sup>が、民法96条3項適用説と同様に、契約の解除に限定されている民法545条1項ただし書きが優先的に適用されるとする見解が妥当と考える<sup>(23)</sup>。

### 2. 3 民法94条2項類推適用説

民法94条1項は、「相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。」と規定し、同条2項では、「意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。」と規定する。

この規定は、相手方と通じて真意でない意思表示は無効とするものであり、虚偽の外観の存在、本人の帰責性、第三者の信頼が必要と解されている<sup>(24)</sup>。

冒認特許権者は、通常、真の特許を受ける権利を有する者と通謀して冒認特許権を取得しているわけではないので、民法94条2項を直接適用して、第三者である冒認譲受人及び冒認実施権者を保護することはできない。

しかしながら、民法94条2項の趣旨は、権利外観法理にあるところ、通謀がなくても、虚偽の外観について自らこの外観を作り出したものと等しい落ち度がある場合、これを信じた第三者を保護する必要がある。そこで、①虚偽の意思表示がなくても虚偽の外観が存在し、②通謀はなくても虚偽の外観を作り出した真の権利者に帰責性がある場合には、③その外観を信頼した者を保護すべきと考える（民法94条2項類推適用説）<sup>(25)</sup>。

これを冒認について適用する<sup>(26)</sup>と、①冒認特許権者は虚偽の意思表示はないが、特許を受ける権利を有しない者であるから、特許権者という虚偽の外観を作り出している。また、③冒認譲受人及び冒認実施権者は、冒認特許権者が真の特許権者であるという外観を信頼して特許権の譲渡や実施許諾を受けた者である。問題は、②真の特許を受ける権利を有する者に、冒認特許権者が真の特許権者であるような虚偽の外観を作り出した点に帰責性があるかである。

この点、不動産登記における判例<sup>(27)</sup>では、虚偽の登記等を単に消極的に放置していたというだけでは不十分であり、積極的に承認したといえる程度の関与を必要とする旨を判示している。

これを冒認についてみると、(ア)発明者でない者

が発明者であると称して特許出願する場合、(イ)真の特許を受ける権利を有する者が特許出願せずにノウハウとして秘匿しておこうと考えていた場合や、特許性がないとして特許出願をしないと決定したところ、真の特許を受ける権利を有する者が知らない間に特許を受ける権利を承継していない者が承継人であると称して特許出願する場合、(ウ)特許を受ける権利を有する者が特許出願した後に、虚偽の出願人名義変更届が提出される等して、出願人の名義が変更された場合では、冒認出願人が特許権を取得することを積極的に承認したということまでは認められない場合が多く、真特許権者の帰責性を認定することはむずかしいと考えられる<sup>(28)</sup>。

しかしながら、これでは権利の外観を信用した第三者である冒認譲受人又は冒認実施権者が保護される場合が非常に限定されてしまうことになる。

そこで、例えば、真特許権者の帰責性がなくても、冒認譲受人又は冒認実施権者が善意・無過失の場合には、民法94条2項を類推して適用しても良いのではないかと考える。

### 2. 4 特許法79条の2(類推)適用説

この説は、特許法79条の2は、冒認中用権の成立時期については明示的に示されていないことから、真の特許を受ける権利を有する者に特許権が移転しても、特許権の移転の登録がなされる前の善意の第三者の特許発明の実施について特許法79条の2を適用(準用)して、善意の第三者には冒認中用権が認められると考えるものである。

この説について、「移転登録後の実施については特許法79条の2により有償の通常実施権が認められ、移転登録前の実施については通常実施権が認められず特許権の侵害となるとの解釈は、許諾を受けた善意の第三者にとっての79条の2第2項の相当の対価…と特許権侵害に係る損害額…との差異等を考えると極めてバランス悪いものである。」「特許法79条の2は通常実施権の成立の時点については明示的に言及していないことを考慮すれば、特許法79条の2は、移転登録前の期間についても(類推)適用されると解すべきであろう。」<sup>(29)</sup>とする見解がある。

そして、この条文の解釈として、「第一の方策は、特許法79条の2の要件を文言通りに解釈した上で、特許権の設定登録後移転登録前の期間のうち、各人が

特許権・専用実施権・通常実施権を有した期間についても特許法79条の2の通常実施権が認められるとの解釈である。この方策は文言解釈の範疇としても可能と考えられるが、移転登録前に特許権等を他人に譲渡した者については適用されない問題がある。」「第二の方策は、特許法79条の2の要件のうち、『特許権の移転の登録の際現に』との文言を移転登録の前の実施に関しては『特許発明の実施の際現に』と、『その特許権の移転の登録前に』以下の部分については『その特許発明の実施の開始の時点で』冒認出願について善意であったことと読み替えたうえで、当該実施の期間に限って通常実施権を認めるとの解釈である。この方策であれば、移転登録前に特許権等を他人に譲渡した者にも適用可能であるが、文言解釈というよりは類推解釈ということになろう。」「解釈論としては、この両者の方策を併用すべきと考え、少なくとも移転登録前の実施の開始の時点で冒認出願につき善意であれば、当該期間につき特許法79条の2の通常実施権が認められる解すべきである…。」<sup>(30)</sup>としている。

これに対し、「74条1項の請求による特許権の移転（の登録）がなされない限りは、79条の2のような通常実施権の必要性は生じないのであるから、権利の発生（成立）時点が移転登録時であるということはそのとおりであろう。もっとも、そのことは79条の2が移転登録前の実施には及ばないということ直ちに意味するものではない。…79条の2の主眼たる移転登録後の継続実施について、その範囲を画する基準が文言中には明示されていないということになる。結論としては移転登録時の実施または準備を基準に移転登録後の継続実施権について考えていくのが妥当なのではないかと思われるが、少なくとも、79条の先使用権のように、要件についても効果についても『特許出願の際』に実施や準備が指示されているものとは、構造的に異なるのである。」「むしろ74条2項の遡及効とあわせて79条の2を読んだ場合、移転登録前の個々の実施または準備について、その個々の実施または準備の範囲で、問題となる移転登録前のそれぞれの時点において、通常実施権を有していたのだとする取扱いを規定するものとして読む可能性を、79条の2の文言は有しているようにも思われる。」として、「移転登録前の実施について79条の2の通常実施権が直接に及ぶと解釈する余地はあり得るのではないかと考える」<sup>(31)</sup>とする見解もある。

確かに、特許法79条の2第1項では、冒認中用権の成立時期について明示されていない。

しかしながら、「特許権の移転の登録の際現に」を「特許発明の実施の際現に」と、「その特許権の移転の登録前に」以下の部分を「その特許発明の実施の開始の時点で」と読み替えることができるのかその理由が明確でない。また、移転登録前の個々の実施等について、その個々の実施等の範囲で通常実施権を有していたと解釈することができるのかについてもその理由が明確でない。

ところで、中用権の規定（80条）について、条文上、中用権の成立時期について明確には規定されていないが、善意の特許権者は中用権を未だ取得していなかったとしても、事後取得する地位にあったことを抗弁として中用権を主張することができるとする見解がある<sup>(32)</sup>。

この見解を冒認中用権に応用して、冒認中用権の成立時期についても中用権の成立時期と同様に、特許法79条の2（類推）適用説を採用することも可能かも知れない。この冒認中用権と中用権との関係については後で検討する。

この特許法79条の2（類推）適用説は、魅力的な説であるが、この説を採用するためにはまだ議論が必要だと考えられる。

### 3. 善意の第三者の保護に関する私見

上記の従来の説では、適用範囲が制限されたり、そもそも適用することができるのかの問題があるので、以下に3つの私見を提案する。

#### 3. 1 冒認実施権の当然対抗とする見解

この見解は、特許法74条の特許権の移転を文字通り特許権の移転と考えて、冒認実施権者は冒認特許権の発生後に特許権を取得（移転）した真特許権者に対抗することができる（99条）と考えるものである。

特許法74条2項を規定した理由としては、「冒認者等は、本来特許権を取得することについて何らの権利も有していないことや、現行法では、冒認等を理由に特許が無効にされた場合には、特許権は初めから存在していなかった（冒認者等は特許権を取得していなかった）ものとみなされる（特許法第125条）ことを踏まえれば、冒認等を理由に特許権が真の権利者に移転した場合には、特許権は冒認者等には初めから帰属

していなかったものと扱うことが適切である。一方、真の権利者は、本来ならば当該特許権を取得し得た者であり、また当該特許権に係る発明が公開されたことにより産業の発達に寄与したともいえることを踏まえれば、冒認等を理由に当該特許権が移転した場合には、当該特許権は初めから真の権利者に帰属していたものと扱うことが適切である。」<sup>(33)</sup>と説明されている。

冒認特許権者の特許権については、その特許権は消滅し、新たに真の特許を受ける権利を有する者に特許権が発生すると構成することも可能であったとも考えられるが、特許法は、冒認特許権者の特許権が移転すると構成したことから、特許法74条2項の特許権の移転の登録の遡及効については、特許権を原始的に取得するのか、承継的に取得するのかが問題となる。

この点、「移転の効果は遡及する（同条2項〔筆者注：74条2項〕、…）。通常の特許権の移転の場合には新たに特許証の交付はないが、74条の移転の場合には原始的な取得であるので特許証が交付される（28条1項）。」<sup>(34)</sup>との見解があり、この見解によれば、特許権の移転は原始取得となる。

そして、特許証の交付については、「通常の特許権の移転とは異なり、初めから真の権利者に特許権が帰属していたものとして扱われることなどを踏まえ、通常の特許権移転とは異なると整理できるため、真の権利者に対して特許証を交付すべきであると整理できる。そこで、冒認又は共同出願違反を理由とする移転請求に基づく特許権の移転の登録があった場合、新たな特許権者に対して特許証を交付することとされた…。」<sup>(35)</sup>と説明されている。

しかしながら、特許証の交付は、通常の特許権の移転とは異なり、冒認特許権の移転であるから、特許権が真の特許を受ける権利を有する者に移転したことを明確化するために発行されるものとも考えられ、必ずしも特許証の交付が原始取得の根拠になるとは言えないのではないかと考える。

この点、特許権の遡及効を認めた特許法74条2項の規定は、あくまで「特許権の移転」を前提とする規定であり、遡及効といってもあくまでフィクションであり擬制にすぎない<sup>(36)</sup>。

また、特許維持年金は、特許権の移転以後の発生する分だけを納付すればよいのか、特許権が発生したときに遡ってそれまでの特許維持年金も支払わなければならないのか明確でないが、特許維持年金は、特許権

の移転以後に発生する分だけを納付すればよいと考える。

さらに、補償金請求権についても真の特許を受ける権利を有する者に移転すると規定されている（74条2項）。これは、冒認特許権者が補償金請求権の警告をしていたが、未だ補償金請求権を行使していない場合（65条1項、2項）、特許権を承継取得したと解すれば、補償金請求権も真特許権者に移転するが、原始取得と解すると補償金請求権が真権利者に移転すると解することは困難と考える。

したがって、特許法74条の特許権の移転の遡及効は擬制であるから、この移転は承継取得と解して、真の特許を受ける権利を有する者は、実施権が付着した特許権を承継取得するが、承継取得の効果が、真の特許を受ける権利を有する者が特許権を取得したときに遡ると考える。そうすると、特許権の移転は文字通り特許権の移転であり、冒認実施権者は実施権（冒認実施権）を冒認特許権の発生後に特許権を取得（移転）した真特許権者に対抗することができる（99条）ことになる。

このように考えるとしても、冒認実施権と冒認中用権のどちらが優先的に適用されるのかが問題となる。

この問題について、上記の民法96条3項適用説及び民法545条1項ただし書き適用説の場合は、民法の第三者保護規定が優先的に適用されると考えることができた。

しかしながら、冒認実施権と冒認中用権のどちらが優先するのか明確な判断基準は認められない。そうすると、冒認実施権と冒認中用権とが併存した場合は、民法179条又は民法520条の準用により、冒認実施権と冒認中用権のいずれかの権利が混同により消滅すると考える。

そして、私的な契約により発生する冒認実施権の方が法定により発生する冒認中用権よりも優先すると考えて、法定実施権である冒認中用権が消滅し、私的な契約により発生する冒認実施権が存続すると解釈することも可能である。

しかしながら、冒認実施権はあくまで冒認特許権者が許諾したものであり、真特許権者の意思を尊重して、冒認実施権よりも法定の通常実施権である冒認中用権の方が優先的に適用されるべきと考える。

これによれば、特許権の移転の登録前にその実施を終了した善意の冒認実施権者の実施を保護することが

できる。しかし、冒認特許権者及び冒認譲受人は、実施権者ではないので保護することはできない。また、特許権の移転を承継取得と考えた場合、特許権が移転しても専用実施権が存続していると真特許権者が特許発明を実施することができなくなることもあり(77条2項)、特許権の移転を認めた意味がなくなることもある。

そこで、真特許権者が特許発明を実施することができるように、専用実施権は消滅すると考えるが、専用実施権の中には通常実施権が内在していると考え、専用実施権が消滅すると通常実施権が顕在化して、通常実施権が残存するようになると思う。

このような冒認実施権が認められるとすると、次に、真特許権者は、冒認実施権者に実施許諾料を請求することができるかが問題となる。

この点、冒認実施権者は、冒認特許権者に実施許諾料を支払っていることが多いと考えられ、真特許権者は、冒認実施権者に実施許諾料を請求することはできないと解することも可能である。

しかしながら、特許法79条の2第2項で、真特許権者は冒認中用権者から相当の対価を受ける権利を有することから、この規定を類推して、真特許権者は、冒認実施権者に実施許諾料を請求することが可能であると考えられる。

### 3. 2 民法205条を適用するという見解

民法205条は、「この章の規定は、自己のためにする意思をもって財産権の行使をする場合について準用する。」と規定する。この規定は、物の占有を目的としない財産権の行使について、行使者が権利者であるかにかかわらず、事実状態としての権利行使を保護すべく、占有権に関する諸規定が準用されるものであり、準占有の規定と呼ばれ、特許権等の知的財産権も該当する<sup>(37)</sup>。

そして、この規定は、「ある財産権(所持を伴わない財産権)を、本当は有しないのにあたかも有するかのように行使する者(準占有者)がいる場合に、その者にその財産権があるかのように扱い、占有権と同様の保護(占有訴権等)を与えるという」<sup>(38)</sup>ものである。

これを冒認について適用すると、善意の第三者は、特許権が真の特許を受ける権利を有する者に移転する前は、特許権又は実施権という財産権を有していた者であり、特許権が移転して初めから真の特許を受ける

権利を有する者に帰属していたとみなされた場合であっても、善意の第三者はあたかも特許権又は実施権を有する者、すなわち準占有者に該当する。

したがって、善意の第三者は、冒認中用権が発生するまでの間、あたかも特許権又は実施権を有する者のように民法205条の準占有者として保護することができると思う。

### 3. 3 民法478条を適用するという見解

民法478条は、「受領権者(債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。)以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。」と規定する。この規定は、弁済の受領者が、受領権者としての外観を有する者で、その弁済をした者が善意・無過失の場合は、弁済としての効力が生ずるというものである<sup>(39)</sup>。

これを冒認に適用すると、冒認特許権者、冒認譲受人又は冒認実施権者は、特許発明を実施した時点では、特許権者又は実施権者であったので、これらの者は特許発明を実施した製品等を購入等した者から弁済を受ける権利を有する者であり、「受領権者以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」に該当する。

そして、上記冒認特許権者等から特許発明を実施した製品等を購入等した者は、通常、真特許権者に特許権が移転して冒認特許権又は冒認実施権が遡及的に消滅するとは考えないであろうから、善意・無過失と考えられる。

そこで、上記の冒認特許権者等から特許発明を実施した製品等を購入等した者が、これらの者に弁済したことの効力を認めることで、間接的に冒認特許権者、冒認譲受人又は冒認実施権者を保護するものである。

したがって、受領者としての外観を有する者に対する弁済の規定(民法478条)により、弁済者が、冒認特許権者、冒認譲受人又は冒認実施権者への弁済を対抗することができることを利用して、間接的に特許権又は実施権という外観を有する冒認特許権者、冒認譲受人又は冒認実施権者を保護することができると思う。

なお、上記の冒認特許権者等から特許発明を実施し

た製品等を購入等した者の弁済が有効であることを前提として、この製品等を購入等した者は、明示若しくは黙示の実施許諾（再実施許諾）又は特許権の消尽<sup>(40)</sup>により、特許発明を適法に実施することができるものであると考える。

この見解は、冒認特許権者、冒認譲受人又は冒認実施権者が自ら特許発明を実施して、自ら使用等している場合や、特許発明を実施した製品等を無償で譲渡している場合には、善意・無過失の弁済者がいないので、この見解により保護することはできない。

### 3. 4 小括

以上のように、従来の説、私見である冒認実施権の当然対抗とする見解及び民法478条を適用するという見解では、適用範囲が制限されたり、そもそも適用することができるのかの問題がある。

これに対し、民法205条を適用するという見解は、このよう問題はなく一番優れたものであると考える。

## 4. 冒認中用権の発生時期の立法化

上記のような従来の説及び私見を示したが、制度的に冒認中用権の発生時期が明確化されていることが好ましいので、冒認中用権の発生時期の立法化について検討する。

### 4. 1 諸外国の制度

まず、ドイツ特許法では、冒認特許権者に対して特許権の移転を請求することができるようになっている（ドイツ特許法8条2文）が、特許権の移転の遡及効は規定されていないので、特許権の移転があるまでは善意の第三者は保護され、その間の実施は真特許権者の特許権を侵害するものではないと解されている<sup>(41)</sup>。

次に、英国特許法では、特許権の移転命令に基づいて真の特許を受ける権利を有する者に特許権が移転した場合は、原則として、冒認特許権者から受けていた冒認実施権は消滅するとされている（英国特許法38条(2)）が、特許権の移転の遡及効は規定されていないので、特許権の移転があるまでは善意の第三者は保護され、その間の実施は真特許権者の特許権を侵害するものではないと解されている<sup>(42)</sup>。

さらに、フランス知的財産法では、訴訟により、真の特許を受ける権利を有する者が遡及的に特許権者としての地位を有することになると解されており、冒認

出願人が行った実施は、特許権を侵害すると解されている。ただし、冒認譲受人又は冒認実施権者が善意者である場合は、通常実施権を有するものと解されており、これらの者の実施は真特許権者の特許権を侵害するものではないことになる<sup>(43)</sup>。

このようにドイツ特許法や英国特許法では、特許権の移転の効果を遡及させず、移転の登録があったときから真の特許を受ける権利を有する者に特許権が移転するようになっている。これに対し、フランス知的財産法では、特許権の移転の効果が遡及するが、善意の実施権者等には通常実施権が認められ、特許権は侵害しないことになる。

したがって、諸外国では、善意の第三者は、特許権の移転の登録があるまでの発明の実施について保護されていると考える。

なお、米国特許法では、冒認出願の場合の特許権の移転については、先願特許出願の特許権者に対して、後願特許出願の特許権者が冒認であることを理由として民事訴訟手続きで訴えを提起することができる旨が規定されているだけで、裁判により冒認が認められた場合の効果は明記されていない<sup>(44)</sup>。

### 4. 2 冒認特許権の移転と無効審判

冒認特許権の移転については、無効審判と同様に扱うことが適切であると説明されている<sup>(45)</sup>ので、冒認特許権の移転と無効審判との相違について検討する。

特許が無効審判により無効になった場合、特許権は特許法123条1項7号を除いて遡及的に消滅する（125条）<sup>(46)</sup>ので、特許が無効になった後は冒認特許権者及び真の特許を受ける権利を有する者を含め、何人も特許発明であった発明を実施することができることになる。

したがって、無効審判の場合は、特許権の消滅の効果を遡及させても、発明を実施することができなくなる者及び期間は生じない。

しかしながら、冒認特許権の移転の場合は、特許発明を実施することができなくなる善意の第三者がいる場合があり、これらの者の特許発明の実施を確保する必要がある。

そして、これらの善意の第三者が権利を失うのは、原始的に権利を失うような瑕疵があるわけではなく、単に、冒認特許権の移転により特許権が初めから真の特許を受ける権利を有する者に帰属していたとの法の

擬制により権利を失うことになるにすぎない(74条2項)。

このように、冒認特許権の移転の場合と特許無効の審判の場合とは、特許発明を実施することができなくなる第三者がいるか否かの点で異なっており、冒認特許権の移転と無効審判と同様に考えるべきではないと考える。

したがって、冒認特許権の移転については、無効審判と同様に考えるべきではないので、冒認中用権も、無効審判の場合と同様に取扱う必要はないと考える。

#### 4. 3 冒認中用権と先使用権又は中用権

では、冒認中用権の発生時期についてどう考えるか。冒認中用権(79条の2第1項)は、先使用権(79条)又は中用権(80条1項)と類似する規定になっているので、先使用権及び中用権の規定の趣旨から冒認中用権の発生時期を検討する。

##### (1) 冒認中用権の趣旨

冒認特許権が真の特許を受ける権利を有する者に移転した場合(74条1項)は、冒認特許権者、冒認譲受人及び冒認実施権者が善意の第三者の場合であっても、これらの権利も消滅するのが原則である。

しかしながら、冒認等を理由に特許権が移転された場合、これらの善意の第三者が真特許権者から権利行使され、一律に発明の実施ができなくなるのはこれらの善意の第三者に酷であり、発明の実施のための設備も荒廃する。

そこで、特許権の移転の登録がされる前に、特許が冒認等に該当することを知らないでその発明の実施である事業又はその事業の準備をしている者に国民経済上から冒認中用権を認めて、これらの者に発明の実施を継続させることで、設備の廃棄等を防止するとしたものである<sup>(47)</sup>。

##### (2) 先使用権の趣旨

先使用権の趣旨としては、一般に、特許出願前から同じ発明を実施している場合にその設備を廃棄等させることは、国民経済上不利益を招くという経済説と、先願主義の下で、特許権者とその特許出願前に同じ発明を実施し又はその準備をしている者の利益の公平を図ることにあるとする公平説があり、公平説が多数説である<sup>(48)</sup>。なお、これ以外にも、発明奨励説<sup>(49)</sup>や発

明実施促進説<sup>(50)</sup>等がある。

##### (3) 中用権の趣旨

中用権の趣旨としては、ダブルパテント等の場合に特許が無効とされたときに特許権の存在を信頼して発明を実施している者等の実施を継続させて、設備の廃棄等を防止するという国民経済上から認めたものである<sup>(51)</sup>。

#### 4. 4 検討

まず、冒認中用権と先使用権との関係について検討する。

先使用権の趣旨は、一般的には、公平説を中心に設備の廃棄等を防止することも加味したものと考えられており<sup>(52)</sup>、冒認中用権の趣旨とは、公平という観点は特に考慮されていない点で異なっているが、設備の廃棄等を防止するという点で共通している。

そして、先使用権は、「その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。」(79条)となっており、特許権が発生すると同時に発生するものであるから、先使用権者が保護されない期間は生じない。

したがって、冒認中用権の場合も先使用権の場合と同様に、冒認中用権者が保護されない期間が生じないように、冒認特許権が発生した時点から冒認中用権が発生すると考えるのが妥当である。

次に、冒認中用権と中用権との関係について検討する。

冒認中用権の趣旨と中用権の趣旨は、共に国民経済上から認められる点で共通している。

そして、中用権は、条文上、中用権が成立する時期については規定されていない(80条1項)。

この点、中用権が成立する時期について、実施又は準備をしている発明及び事業の範囲とされており、過去の実施に向かって遡及する構造になっていないことから、ダブルパテントにおける一方の特許権が無効とされた時点から中用権が発生すると考える見解(見解①)がある<sup>(53)</sup>。

これに対し、善意の特許権者は中用権を未だ取得していなかったとしても、事後的に取得する地位にあったことを抗弁として中用権を主張することができるとする見解(見解②)もある<sup>(54)</sup>。

冒認中用権の場合は、「その特許権について」と「特許権の移転の登録の際」とを合わせて考え、上記

見解①と同様に特許権の移転の登録があった時に冒認中用権が発生すると考えるのが一般的である<sup>(55)</sup>。

また、上記見解②と同様に、冒認中用権を未だ取得していなかったとしても、事後的に取得する地位にあったことを抗弁として冒認中用権を主張することができるとする見解もある<sup>(56)</sup>。ただし、この見解では、特許権の移転の登録前に専用実施権の設定又は通常実施権の許諾を受けて特許発明を実施していたが、特許権の移転の登録前にその実施を終了した善意の冒認実施権者の実施の場合は、事後的に冒認中用権を取得することができる地位にはないので、冒認中用権で保護することができない。

中用権及び冒認中用権の発生時期については、上記のような見解があるが、中用権の場合は、特許が無効により遡及して消滅した場合(125条)、原特許権者を中用権により保護する必要があることから、例えば、一方の特許権が無効とされた時点から(見解①)でも、事後的に取得する地位(見解②)でもなく、無効にされた先願特許権が発生した時点に遡って中用権が発生するのが妥当と考える。

そこで、冒認中用権の場合も、中用権の場合と同様に、善意の第三者を保護するため、冒認特許権が発生した時点から冒認中用権が発生する。すなわち、遡及効を有すると考えるのが妥当である。

そして、先使用権や中用権の場合と同様に、冒認特許権が発生した時点から冒認中用権が発生する。すなわち、冒認特許権に遡及効を認めれば、善意の第三者が保護されない期間は生じないことになる。

このように、特許権の移転の場合は、特許発明を実施することができなくなる善意の第三者がいる場合があり、無効審判と同様に考えるべきではない。

したがって、冒認中用権の場合も先使用権や中用権の場合と同様に、冒認中用権者が保護されない期間が生じないように、冒認中用権も遡及効を有するようにするか、ドイツ特許法や英国特許法のように、特許権の移転の効果を遡及させず、移転の登録があったときから真の特許を受ける権利を有する者に特許権が移転するとすべきであると考えられる。

## 5. おわりに

冒認中用権が発生するまでの間の善意の第三者の保護について、従来の説である民法96条3項、民法545条1項ただし書き適用説では、詐欺、契約がない

場合は適用できず、民法94条2項類推適用説では、真特許権者の帰責性を認定することがむずかしい。

また、特許法79条の2(類推)適用説は、魅力的な説であるが、この説を採用するためにはまだ議論が必要だと考える。

私見である冒認実施権の当然対抗とする見解は、特許権の移転は擬制であるから文字通り特許権の移転と解して、真の特許を受ける権利を有する者は、実施権が付着した特許権を承継取得するが、承継取得の効果が、真の特許を受ける権利を有する者が特許権を取得したときに遡ると考え、特許権が移転した場合は、冒認実施権者は、その後に特許権を取得(移転)した者に対抗することができる(99条)と考える。

ただし、冒認特許権者及び冒認譲受人は、実施権者ではないのでこの見解により保護することはできない。

また、民法205条を適用するという見解は、善意の第三者は、冒認中用権が発生するまでの間、あたかも特許権又は実施権を有する者のように民法205条の準占有者として保護することができると思う。

さらに、民法478条を適用するという見解は、弁済者が、冒認特許権者、冒認譲受人又は冒認実施権者への弁済を対抗することができることを利用して、間接的に特許権又は実施権という外観を有する冒認特許権者、冒認譲受人又は冒認実施権者を保護できると考える。

このような見解の中では、民法205条を適用するという見解が一番優れたものと思うが、制度的に冒認中用権の発生時期が明確化されていることが好ましい。

特許権の移転の場合は、特許発明を実施することができなくなる善意の第三者がいる場合があり、無効審判と同様に考えるべきではないと考える。

そこで、冒認中用権も先使用権や中用権と同様に、冒認中用権者が保護されない期間が生じないように、冒認中用権も遡及効を有するようにするか、ドイツ特許法や英国特許法のように、特許権の移転の効果を遡及させず、移転の登録があったときから真の特許を受ける権利を有する者に特許権が移転するようにすべきと考える。

(注)

(1)特許庁工業所有権制度改正審議室編「平成23年度特許法等の一部改正 産業財産権の解説 45-46頁, 50-51頁(発明協会, 2011)

- (2) 特許庁工業所有権制度改正審議室編・前掲注1) 50-51 頁
- (3) 武生昌志「XIV 特許法79条の2の意義に関する一考察」小泉直樹=田村義之編『中山信弘先生古希記念論文集 はばたき - 21世紀の知的財産法』356頁(弘文堂, 2015)
- (4) 東京地判平30・10・25裁判所 Web
- (5) 竹田稔「論説・解説 冒認出願等に対する真の権利者の救済措置」L & T54号49頁(2012)
- (6) 特許庁工業所有権制度改正審議室編・前掲注(1) 50-51頁, 松山智恵「§79の2(特許権の移転の登録前の実施による通常実施権)」中山信弘=小泉直樹編『新注解特許法 中巻』1509-1510頁(青林書院, 第2版, 2017)
- (7) 武生・前掲注3) 359-364頁
- (8) 内田貴『民法I 総則・物権総論』81頁(東京大学出版会, 第4版, 2012)
- (9) 駒田泰志「特許権の取戻しと善意の第三者の保護」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦』149-151頁(弘文堂, 2013), 三村量一「改正特許法の課題」L & T53号16頁(2011), 田村善之「冒認特許に対する移転登録請求権の新設とその課題—2011年特許法改正の争点—」Westlaw 今週の判例コラム第165回(2011年10月17日) <https://www.westlawjapan.com/column/2011/111017/>(参照日: 2020.11.28)
- (10) 駒田・前掲注9) 151頁, 155-159頁
- (11) 駒田・前掲注9) 155頁
- (12) 大淵哲也「第2章特許訴訟の実体面—主体関係 IV 真の権利者の救済をめぐる法律構成」大淵哲也ほか編『専門訴訟講座⑥特許訴訟〔上巻〕』109-110頁(民事法研究会, 2012)
- (13) 駒田・前掲注9) 155-158頁
- (14) 中山信弘『特許法』182頁(弘文堂, 第4版, 2019)
- (15) 武生・前掲注3) 357-358頁
- (16) 竹田・前掲注5) 49頁
- (17) 三村・前掲注9) 16頁, 田村・前掲注9)
- (18) 駒田・前掲注9) 149-151頁, 武生・前掲3) 357-358頁
- (19) 内田貴『民法II 債権各論』100-101頁(東京大学出版会, 第3版, 2013)
- (20) 駒田・前掲注9) 149-151頁, 三村・前掲注9) 16頁, 田村・前掲注9)
- (21) 内田・前掲注19) 100-101頁
- (22) 武生・前掲注3) 357-358頁
- (23) 駒田・前掲注9) 149-151頁, 武生・前掲3) 357-358頁
- (24) 内田・前掲注8) 60-61頁
- (25) 内田・前掲注8) 60-61頁
- (26) 日本弁護士連合会「特許庁特許制度研究会報告書『特許制度に関する論点整理について』に関する中間意見書」17頁(2010), 君嶋祐子「平成二三年改正特許法における冒認出願・共同出願違反と真の権利者の救済」法学研究84巻12号487-488頁(2011), 君嶋祐子「冒認出願・共同出願違反における真の権利者の取戻請求権—平成23年改正特許法における特許を受ける権利に基づく特許権移転請求権—」特許研究52巻9号40頁(2011), 大淵・前掲注12) 96-97頁
- (27) 最三小判昭45・9・22民集24巻10号1424頁判例時報609号40頁
- (28) 大淵・前掲注12) 109-110頁
- (29) 金子敏哉「移転登録前の冒認出願人の実施による特許権侵害と真の権利者の損害賠償請求権」特許研究58号41-42頁(2014)
- (30) 金子・前掲注29) 42頁
- (31) 武生・前掲注3) 366-367頁
- (32) 駒田・前掲注9) 145-149頁
- (33) 特許庁工業所有権制度改正審議室編・前掲注1) 45-46頁
- (34) 中山・前掲注14) 362頁
- (35) 松山智恵「§74(特許権の移転の特例)」中山信弘=小泉直樹編『新注解特許法 中巻』1438頁(青林書院, 第2版, 2017)
- (36) 駒田・前掲注9) 159頁では、「物理的には時間を巻き戻すことなどできないのだから、遡及効といっても、あくまでフィクションである。」と説明されている。
- (37) 武川幸嗣「第6章 占有権」石田剛ほか『民法II 物権』126頁(有斐閣, 2012)
- (38) 内田貴『民法III 債権総論・担保物権』42頁(東京大学出版会, 第3版, 2013)
- (39) 内田貴『民法III 債権総論・担保物権』42-43頁(東京大学出版会, 第4版, 2020), 中田裕康『債権総論』389-390頁(岩波書店, 第4版, 2020)
- (40) 中山・前掲注14) 438-441頁
- (41) 特許庁 Web「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」ドイツ特許法 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/germany-tokkyo.pdf>(参照日: 2020.11.28), 渋谷達紀「冒認による特許出願」民商法雑誌145巻3号289-290頁(2011), 飯田圭ほか「1. よりよい特許法74条—冒認・共同出願違反対策—」IIP知財塾 成果報告書(第9期(平成27年度))18頁
- (42) 特許庁 Web「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」英国特許法 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/england-tokkyo.pdf>(参照日: 2020.11.28), 渋谷・前掲注41) 291頁, 飯田・前掲注41) 14-15頁
- (43) 特許庁 Web「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」フランス知的財産法 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki\\_zaisan.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/france-chiteki_zaisan.pdf)(参照日: 2020.11.28), 渋谷・前掲注41) 290頁, 飯田・前掲注41) 20頁
- (44) 特許庁 Web「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」アメリカ合衆国特許法 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-tokkyo.pdf>(参照日: 2020.11.28), 服部健一「新米国特許法における冒認手続き」パテント65巻4号43頁
- (45) 特許庁工業所有権制度改正審議室編・前掲注1) 50-51頁
- (46) 中山・前掲注14) 274頁には、遡及的に消滅するとした理由として、特許法123条1項各号の無効理由は、第7号を除いて原始的な瑕疵であるからと説明されている。
- (47) 特許庁工業所有権制度改正審議室編・前掲注1) 50-51頁,

- 松山・前掲注6) 1509-1510 頁
- (48) 鈴木英明「先使用権制度における公平説再考」日本知財学会誌8巻3号93-94頁(2012), 森崎博之=岡田誠「§79(先使用による通常実施権)」中山信弘=小泉直樹編『新注解特許法 中巻』1474-1475頁(青林書院, 第2版, 2017), 中山・前掲注14) 573-574頁, 前田健「先使用権の成立要件—制度趣旨からの考察—」特許研究68号20-21頁(2019), 田村義之「特許法の先使用権に関する一考察(1)—制度趣旨に鑑みた要件論の展開—」知的財産法政策学研究53巻138-140頁
- (49) 横山久芳「先使用権の要件効果の解釈のあり方—『発明奨励説』からの検討—」中山信弘編・著者『ビジネスローの新しい流れ 片山英二先生古稀記念論文集』575-576頁(2020),
- 鈴木・前掲注(55) 89頁
- (50) 鈴木・前掲注48) 96頁, 98-99頁
- (51) 中山・前掲注14) 581頁, 森崎博之=松山智恵「§80(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)」中山信弘=小泉直樹編『新注解特許法 中巻』1515頁(青林書院, 第2版, 2017)
- (52) 最高判昭61・10・3民集40巻60号1068頁, 鈴木・前掲注48) 93頁, 中山・前掲注14) 573-575頁
- (53) 駒田・前掲注9) 145-146頁
- (54) 駒田・前掲注9) 148-149頁
- (55) 中山・前掲注14) 587頁, 松山・前掲注6) 1511-1513頁
- (56) 駒田・前掲注9) 148-149頁
- (原稿受領 2022.3.28)

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長  
会誌編集部担当 茜ヶ久保 公二  
同 加藤 佳史

- 応募資格** 知的財産の実務, 研究に携わっている方(日本弁理士会会員に限りません)  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則, 先着順とさせていただきます。また, 編集の都合上, 原則「1テーマにつき1原稿」とし, 分割掲載や連続掲載はお断りしていますので, ご了承ください。
- テーマ数** 知的財産に関するもの  
5,000字以上~20,000字以内(引用部分, 図表を含む)パソコン入力のこと  
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。  
①論文の題名(仮題で可)  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先(TEL・FAX・E-mail)を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果, 不掲載とさせていただくこともありますので, 予めご承知ください。